

新	旧	備考
<p style="text-align: center;">貿易保険の保険料率等に関する規程</p> <p style="text-align: center;">平成29年4月1日 17 - 制度 - 00070 沿革 (略) <u>令和3年7月30日 一部改正</u></p> <p>株式会社日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）における貿易保険の保険料率等を次のとおり定める。</p>	<p style="text-align: center;">貿易保険の保険料率等に関する規程</p> <p style="text-align: center;">平成29年4月1日 17 - 制度 - 00070 沿革 (略)</p> <p>株式会社日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）における貿易保険の保険料率等を次のとおり定める。</p>	
<p><b>I 用語の定義</b> (略) (1)～(7) (略) (8) <u>格付</u>とは、名簿規程第1条第1項に規定する海外商社名簿において、同項に規定する海外商社ごとに付された同条第2項第2号に規定する格付をいう。 (9)～(19) (略)</p>	<p><b>I 用語の定義</b> (略) (1)～(7) (略) (8) 格とは、名簿規程第1条第1項に規定する海外商社名簿において、同項に規定する海外商社ごとに付された同条第2項第2号に規定する格付をいう。 (9)～(19) (略)</p>	
<p><b>II 保険料率</b> [1] 貿易一般保険約款（以下 [1] において「約款」という。）に係る保険料率 1～4 (略) 5 船後危険のうち、2年以上案件の延払元本及び当該延払元本に付随する金利に係る保険価額（延払元本に係るものに限る。）当たりの保険料率 (1) (略) (2) (1)の規定にかかわらず、国カテゴリーがAである場合、<u>OECD輸出信用アレンジメントに定めるカントリーリスクカテゴリー0若しくは高所得OECD国若しくは高所得ユーロ圏国に該当する場合、又はOECD輸出信用アレンジメントに定める“Multilateral and Regional Institutions”を債務者とする場合は、OECD輸出信用アレンジメントに定めるマーケットベンチマーク手法に基づく基本保険料率とする。</u></p>	<p><b>II 保険料率</b> [1] 貿易一般保険約款（以下 [1] において「約款」という。）に係る保険料率 1～4 (略) 5 船後危険のうち、2年以上案件の延払元本及び当該延払元本に付随する金利に係る保険価額（延払元本に係るものに限る。）当たりの保険料率 (1) (略) (2) (1)の規定にかかわらず、国カテゴリーがAである場合又はOECD輸出信用アレンジメントに定めるカントリーリスクカテゴリー0若しくは高所得OECD国若しくは高所得ユーロ圏国に該当する場合は、<u>OECD輸出信用アレンジメントの定めるところに基づき、日本貿易保険が認めた基本保険料率とする。</u></p>	

新	旧	備考
<p>(3) 輸出契約等に係る保険料を2回に分割して納付する場合にあっては、<u>上記(1)及び(2)</u>で算出した基本保険料率に次の式により算出した係数(小数点以下第4位を四捨五入し、第3位までを有効とする。ただし、1といずれか大きい方とする。)を乗じて得た率を保険料率とする。</p> $0.5+0.5 \times (1+R)^n$ <p>①～② (略)</p> <p><u>(4) 上記(1)から(3)までの規定にかかわらず、OECD輸出信用アレンジメントの適用を受けない財及びサービスの輸出に関連する場合は、[10] 1、2及び3の規定を準用する。</u></p> <p>6～8 (略)</p>	<p>(3) 輸出契約等に係る保険料を2回に分割して納付する場合にあっては、上記(1)で算出した基本保険料率に次の式により算出した係数(小数点以下第4位を四捨五入し、第3位までを有効とする。ただし、1といずれか大きい方とする。)を乗じて得た率を保険料率とする。</p> $0.5+0.5 \times (1+R)^n$ <p>①～② (略)</p> <p>6～8 (略)</p>	
<p>[2] 貿易代金貸付(貸付金債権等)保険約款(以下[2]において「貸付金約款」という。)又は貿易代金貸付(保証債務)保険約款(以下[2]において「保証約款」という。)に係る保険料率</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 個別保険(2年以上案件に限る。)又は2年以上貸付特約書に係る保険価額(貸付金約款にあっては貿易代金貸付金債権等の元本に係るもの)に限り、保証約款にあっては借入金等のうち元本に係るものに限る。ただし、スワップ保険特約を付して保険契約を締結する場合にあってはスワップ取引の解約コストに係る保証債務の額をいう。(以下Ⅲ[3] 1(1)において同じ。)当たりの保険料率(OECD輸出信用アレンジメント民間航空機セクター了解(以下4及び5において「ASU」という。)の対象となる保険契約を除く。)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (1)の規定にかかわらず、国カテゴリーがAである場合、<u>OECD輸出信用アレンジメントに定めるカントリーリスクカテゴリー0若しくは高所得OECD国若しくは高所得ユーロ圏国に該当する場合、又はOECD輸出信用アレンジメントに定める“Multilateral and Regional Institutions”である外国法人を債務者とする場合は、OECD輸出信用アレンジメントに定めるマーケットベンチマーク手法に基づく基本保険料率とする。</u></p> <p>(3) 保険料を2回に分割して納付する場合にあっては、<u>上記(1)及び</u></p>	<p>[2] 貿易代金貸付(貸付金債権等)保険約款(以下[2]において「貸付金約款」という。)又は貿易代金貸付(保証債務)保険約款(以下[2]において「保証約款」という。)に係る保険料率</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 個別保険(2年以上案件に限る。)又は2年以上貸付特約書に係る保険価額(貸付金約款にあっては貿易代金貸付金債権等の元本に係るもの)に限り、保証約款にあっては借入金等のうち元本に係るものに限る。ただし、スワップ保険特約を付して保険契約を締結する場合にあってはスワップ取引の解約コストに係る保証債務の額をいう。(以下Ⅲ[3] 1(1)において同じ。)当たりの保険料率(OECD輸出信用アレンジメント民間航空機セクター了解(以下4及び5において「ASU」という。)の対象となる保険契約を除く。)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (1)の規定にかかわらず、国カテゴリーがAである場合又は<u>OECD輸出信用アレンジメントに定めるカントリーリスクカテゴリー0若しくは高所得OECD国若しくは高所得ユーロ圏国に該当する場合は、OECD輸出信用アレンジメントの定めるところに基づき、日本貿易保険が認めた基本保険料率とする。</u></p> <p>(3) 保険料を2回に分割して納付する場合にあっては、上記(1)で算出</p>	

新	旧	備考
<p><u>(2)</u>で算出した基本保険料率に次の式により算出した係数（小数点以下第4位を四捨五入し、第3位までを有効とする。ただし、1といずれか大きい方とする。）を乗じて得た率を保険料率とする。</p> $0.5+0.5 \times (1+R)^n$ <p>①～② (略)</p> <p>(4) プロジェクト・ファイナンス案件であり、かつ、債務者が生み出す生産物を買取る者等（以下(4)において「オフテイカー等」という。）の債務者に対する買取代金等の支払いについてオフテイカー等が所在する国の政府の保証が付されている場合であって、当該政府の保証が履行されなかったときに、信用事由としてではなく、貸付金約款第3条第9号又は保証約款第3条第1号リの事由としててん補する場合は、上記(1) <u>及び(2)</u>の基本保険料率算出式における信用付保率は0.95とする。</p> <p><u>(5) 上記(1)から(4)までの規定にかかわらず、OECD輸出信用アレンジメントの適用を受けない財及びサービスの輸出に関連する場合は、[10] 1、2及び3の規定を準用する。</u></p> <p>5 (略)</p> <p>6 上記1、2及び4に規定する各係数表における国カテゴリー(1)～(2) (略)</p>	<p>した基本保険料率に次の式により算出した係数（小数点以下第4位を四捨五入し、第3位までを有効とする。ただし、1といずれか大きい方とする。）を乗じて得た率を保険料率とする。</p> $0.5+0.5 \times (1+R)^n$ <p>①～② (略)</p> <p>(4) プロジェクト・ファイナンス案件であり、かつ、債務者が生み出す生産物を買取る者等（以下(4)において「オフテイカー等」という。）の債務者に対する買取代金等の支払いについてオフテイカー等が所在する国の政府の保証が付されている場合であって、当該政府の保証が履行されなかったときに、信用事由としてではなく、貸付金約款第3条第9号又は保証約款第3条第1号リの事由としててん補する場合は、上記(1)の基本保険料率算出式における信用付保率は0.95とする。</p> <p>5 (略)</p> <p>6 上記1、2及び4に規定する各係数表における国カテゴリー(1)～(2) (略)</p> <p><u>(3) 上記(1)、(2)の規定にかかわらず、OECD輸出信用アレンジメントにおいて規定される”Multilateral and Regional Institutions”を債務者とする2年以上案件に係る保険料率は、別途日本貿易保険が認めた国カテゴリーを適用する。</u></p>	
<p>[3]～[9] (略)</p>	<p>[3]～[9] (略)</p>	
<p>[10] 海外事業資金貸付（貸付金債権等）保険約款（以下 [10] において「貸付金約款」という。）又は海外事業資金貸付（保証債務）保険約款（以下 [10] において「保証約款」という。）に係る保険料率</p> <p>1 保険金額（貸付金約款にあつては海外事業資金貸付金債権等の元本に係るものに限り、保証約款にあつては保証債務に係る主たる債務のうち元本に係るものに限る。ただし、スワップ保険特約を付して保険契約を締結する場合にあつてはスワップ解約コストに係る保証債務の額に付</p>	<p>[10] 海外事業資金貸付（貸付金債権等）保険約款（以下 [10] において「貸付金約款」という。）又は海外事業資金貸付（保証債務）保険約款（以下 [10] において「保証約款」という。）に係る保険料率</p> <p>1 保険金額（貸付金約款にあつては海外事業資金貸付金債権等の元本に係るものに限り、保証約款にあつては保証債務に係る主たる債務のうち元本に係るものに限る。ただし、スワップ保険特約を付して保険契約を締結する場合にあつてはスワップ解約コストに係る保証債務の額に付</p>	

新	旧	備考																																																																																																																								
<p>保率を乗じて得た額をいう。(以下Ⅲ [3] 1 (2)及び [4] において同じ。)) 当たりの基本保険料率は次のとおりとする。</p> <p>非常事由に係る基本保険料率(%) = (a X + b) × c × d                      信用事由に係る基本保険料率(%) = (a X + b)</p> <p>(1) 係数 a 及び b は、下表のとおりとする。</p> <p>① (略)</p> <p>② 信用事由に係る場合</p> <p>(i) 貸付金約款に基づく保険契約であって、海外事業資金貸付を行った国の政府 又は中央銀行 (以下(1)において「政府等」という。) が発行する無条件かつ取り消すことができない償還保証がない海外事業資金貸付 (政府等に直接貸し付けるもの又は政府等の債券の購入を除く。) に係るもの場合は、危険の程度に応じて下表の案件格付 1 から案件格付10までの係数とし、その他の場合は、案件格付 1 の係数とする。</p> <p>(ii) <u>保証約款に基づく保険契約であって、主たる債務者の所在する国の政府等が発行する無条件かつ取り消すことができない償還保証がない借入金等 (政府等が直接借り入れるもの又は政府等が発行する債券を除く。) を対象とする保証債務に係るもの場合は、危険の程度に応じて下表の案件格付 1 から案件格付10までの係数とし、その他の場合は、案件格付 1 の係数とする。</u></p> <table border="1" data-bbox="208 935 958 1278"> <thead> <tr> <th colspan="2">案件格付 1</th> <th colspan="2">案件格付 2</th> <th colspan="2">案件格付 3</th> <th colspan="2">案件格付 4</th> <th colspan="2">案件格付 5</th> </tr> <tr> <th>a</th><th>b</th> <th>a</th><th>b</th> <th>a</th><th>b</th> <th>a</th><th>b</th> <th>a</th><th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.020</td><td>0.034</td> <td>0.119</td><td>0.204</td> <td>0.158</td><td>0.272</td> <td>0.198</td><td>0.340</td> <td>0.277</td><td>0.476</td> </tr> <tr> <th colspan="2">案件格付 6</th> <th colspan="2">案件格付 7</th> <th colspan="2">案件格付 8</th> <th colspan="2">案件格付 9</th> <th colspan="2">案件格付 10</th> </tr> <tr> <th>a</th><th>b</th> <th>a</th><th>b</th> <th>a</th><th>b</th> <th>a</th><th>b</th> <th>a</th><th>b</th> </tr> <tr> <td>0.356</td><td>0.612</td> <td>0.593</td><td>1.020</td> <td>0.791</td><td>1.360</td> <td>1.384</td><td>2.380</td> <td>1.977</td><td>3.400</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>上記(1)から(5)までの規定にかかわらず、OECD輸出信用アレンジメントに定める“Multilateral and Regional Institutions”である外国法人を債務者とする場合は、OECD輸出信用アレンジメントに定めるマーケットベンチマーク手法に基づく基本保険料率とす</u></p>	案件格付 1		案件格付 2		案件格付 3		案件格付 4		案件格付 5		a	b	a	b	a	b	a	b	a	b	0.020	0.034	0.119	0.204	0.158	0.272	0.198	0.340	0.277	0.476	案件格付 6		案件格付 7		案件格付 8		案件格付 9		案件格付 10		a	b	a	b	a	b	a	b	a	b	0.356	0.612	0.593	1.020	0.791	1.360	1.384	2.380	1.977	3.400	<p>保率を乗じて得た額をいう。(以下Ⅲ [3] 1 (2)及び [4] において同じ。)) 当たりの基本保険料率は次のとおりとする。</p> <p>非常事由に係る基本保険料率(%) = (a X + b) × c × d                      信用事由に係る基本保険料率(%) = (a X + b)</p> <p>(1) 係数 a 及び b は、下表のとおりとする。</p> <p>① (略)</p> <p>② 信用事由に係る場合</p> <p>(i) 貸付金約款に基づく保険契約であって、海外事業資金貸付を行った国の政府 又は中央銀行 (以下(1)において「政府等」という。) が発行する無条件かつ取り消すことができない償還保証がない海外事業資金貸付 (政府等に直接貸し付けるもの又は政府等の債券の購入を除く。) に係るもの場合は、危険の程度に応じて下表の案件格付 1 から案件格付10までの係数とし、その他の場合は、案件格付 1 の係数とする。</p> <p>(ii) <u>保証約款に基づく保険契約にあつては、危険の程度に応じて</u> 下表の案件格付 1 から案件格付10までの係数とする。</p> <table border="1" data-bbox="1115 935 1865 1278"> <thead> <tr> <th colspan="2">案件格付 1</th> <th colspan="2">案件格付 2</th> <th colspan="2">案件格付 3</th> <th colspan="2">案件格付 4</th> <th colspan="2">案件格付 5</th> </tr> <tr> <th>a</th><th>b</th> <th>a</th><th>b</th> <th>a</th><th>b</th> <th>a</th><th>b</th> <th>a</th><th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.020</td><td>0.034</td> <td>0.119</td><td>0.204</td> <td>0.158</td><td>0.272</td> <td>0.198</td><td>0.340</td> <td>0.277</td><td>0.476</td> </tr> <tr> <th colspan="2">案件格付 6</th> <th colspan="2">案件格付 7</th> <th colspan="2">案件格付 8</th> <th colspan="2">案件格付 9</th> <th colspan="2">案件格付 10</th> </tr> <tr> <th>a</th><th>b</th> <th>a</th><th>b</th> <th>a</th><th>b</th> <th>a</th><th>b</th> <th>a</th><th>b</th> </tr> <tr> <td>0.356</td><td>0.612</td> <td>0.593</td><td>1.020</td> <td>0.791</td><td>1.360</td> <td>1.384</td><td>2.380</td> <td>1.977</td><td>3.400</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)～(5) (略)</p>	案件格付 1		案件格付 2		案件格付 3		案件格付 4		案件格付 5		a	b	a	b	a	b	a	b	a	b	0.020	0.034	0.119	0.204	0.158	0.272	0.198	0.340	0.277	0.476	案件格付 6		案件格付 7		案件格付 8		案件格付 9		案件格付 10		a	b	a	b	a	b	a	b	a	b	0.356	0.612	0.593	1.020	0.791	1.360	1.384	2.380	1.977	3.400	
案件格付 1		案件格付 2		案件格付 3		案件格付 4		案件格付 5																																																																																																																		
a	b	a	b	a	b	a	b	a	b																																																																																																																	
0.020	0.034	0.119	0.204	0.158	0.272	0.198	0.340	0.277	0.476																																																																																																																	
案件格付 6		案件格付 7		案件格付 8		案件格付 9		案件格付 10																																																																																																																		
a	b	a	b	a	b	a	b	a	b																																																																																																																	
0.356	0.612	0.593	1.020	0.791	1.360	1.384	2.380	1.977	3.400																																																																																																																	
案件格付 1		案件格付 2		案件格付 3		案件格付 4		案件格付 5																																																																																																																		
a	b	a	b	a	b	a	b	a	b																																																																																																																	
0.020	0.034	0.119	0.204	0.158	0.272	0.198	0.340	0.277	0.476																																																																																																																	
案件格付 6		案件格付 7		案件格付 8		案件格付 9		案件格付 10																																																																																																																		
a	b	a	b	a	b	a	b	a	b																																																																																																																	
0.356	0.612	0.593	1.020	0.791	1.360	1.384	2.380	1.977	3.400																																																																																																																	

新	旧	備考
<p><u>る。</u></p> <p>(7) 上記の規定にかかわらず、劣後ローン案件に係る海外事業資金貸付保険の取扱について（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00015）に規定する劣後ローン特約（以下 [10] において「劣後ローン特約」という。）を付して保険契約を締結する場合の基本保険料率は、保険年度ごとの平均残高に付保率を乗じて得た額当たりに次のとおりとし、年払い方式とする。 注1～注2（略） ①～②（略）</p> <p>(8) 上記の規定にかかわらず、貸付金約款第2条第2号ハに該当し、日本貿易保険の認めた本邦の銀行による支払保証がある場合における保険契約を締結する場合の基本保険料率は、以下のとおりとする。 ①～③（略）</p> <p>2 上記1に規定する係数表における国カテゴリー (1)～(2)（略）</p> <p>(3) 上記(1)及び(2)の規定にかかわらず、劣後ローン特約を付して保険契約を締結する場合の国カテゴリーは、海外事業資金貸付を行った国（保証債務に係る保険契約を締結する場合にあっては、債務者の所在する国）の国カテゴリーとし、海外事業資金貸付を行った国（保証債務に係る保険契約を締結する場合にあっては、債務者の所在する国）、事業を行った国又は主要な事業資産等の存在する国が異なるときは、これらのうちいずれか係数の大きい国の国カテゴリーとする。ただし、海外事業資金貸付を行った国、事業を行った国又は主要な事業資産等の存在する国と当該貸付金等の償還に対する保証を行った国が異なるときには、当該保証国の国カテゴリーとする。</p> <p>3 割増は、次のとおりとする。次の(1)、(3)又は(4)のいずれかに該当する場合にあっては、上記1で算出した基本保険料率（次の(2)が適用される場合にあつては、(2)において計算された率）に、次の(1)、(3)又は(4)に規定する割増係数のうち該当するものすべてを乗じて得た率</p>	<p>(6) 上記の規定にかかわらず、劣後ローン案件に係る海外事業資金貸付保険の取扱について（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00015）に規定する劣後ローン特約（以下 [10] において「劣後ローン特約」という。）を付して保険契約を締結する場合の基本保険料率は、保険年度ごとの平均残高に付保率を乗じて得た額当たりに次のとおりとし、年払い方式とする。 注1～注2（略） ①～②（略）</p> <p>(7) 上記の規定にかかわらず、貸付金約款第2条第2号ハに該当し、日本貿易保険の認めた本邦の銀行による支払保証がある場合における保険契約を締結する場合の基本保険料率は、以下のとおりとする。 ①～③（略）</p> <p>2 上記1に規定する係数表における国カテゴリー (1)～(2)（略） <u>(3) 上記(1)、(2)の規定にかかわらず、OECD輸出信用アレンジメントにおいて規定される“Multilateral and Regional Institutions”を債務者とする2年以上案件に係る保険料率は、別途日本貿易保険が認めた国カテゴリーを適用する。</u></p> <p>(4) 上記(1)から(3)の規定にかかわらず、劣後ローン特約を付して保険契約を締結する場合の国カテゴリーは、海外事業資金貸付を行った国（保証債務に係る保険契約を締結する場合にあっては、債務者の所在する国）の国カテゴリーとし、海外事業資金貸付を行った国（保証債務に係る保険契約を締結する場合にあっては、債務者の所在する国）、事業を行った国又は主要な事業資産等の存在する国が異なるときは、これらのうちいずれか係数の大きい国の国カテゴリーとする。ただし、海外事業資金貸付を行った国、事業を行った国又は主要な事業資産等の存在する国と当該貸付金等の償還に対する保証を行った国が異なるときには、当該保証国の国カテゴリーとする。</p> <p>3 割増は、次のとおりとする。次の(1)、(3)又は(4)のいずれかに該当する場合にあっては、上記1で算出した基本保険料率（次の(2)が適用される場合にあつては、(2)において計算された率）に、次の(1)、(3)又は(4)に規定する割増係数のうち該当するものすべてを乗じて得た率</p>	

新	旧	備考
を保険料率とする。 (1)～(4) (略) 4 (略)	を保険料率とする。 (1)～(4) (略) 4 (略)	
Ⅲ その他 [1]～[9] (略)	Ⅲ その他 [1]～[9] (略)	
<p><u>[10] 公正な競争環境を確保するために特に必要と認められる場合の保険料率</u></p> <p><u>OECD輸出信用アレンジメントに定めるマッチングの規定を踏まえ、多国間で認識されている公正な競争環境を確保するために特に必要と認められる場合の保険料率については、以下のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 日本貿易保険は、Ⅱ[1]5及びⅡ[2]4については、Ⅱ[10]1、2及び3の規定を準用し算出された保険料率を下限とした保険料率を設定することができる。</u></p> <p><u>(2) 上記(1)のほか、日本貿易保険は、経済産業省の確認を得て、この規程に基づく保険料率以外の保険料率を設定することができる。</u></p>		
<p>[11] (略)</p> <p>附 則  <u>この改正は、令和3年8月16日から実施する。</u></p>	<p>[10] (略)</p>	
別表第1～別表第6 (略)	別表第1～別表第6 (略)	